

長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和8年2月13日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	永	尾	春文
同	山	崎	猛

令和7年度

監査報告

財務監査(工事監査)及び行政監査

〔後期〕

財 務 部
環 境 部
土 木 部
上下水道局事業部

長崎市監査委員

第1 監査の種類
財務監査(工事監査)及び行政監査

第2 監査の対象

財 務 部 (契約検査課、検査指導室)

環 境 部 (環境整備課)

土 木 部 (土木建設課、土木防災課)

上下水道局事業部 (水道建設課、給水課、浄水課、下水道建設課、下水道施設課)

今回の監査は、令和6年3月から令和6年12月までに発注したもののうち、次の工事11件と業務委託1件を抽出した。

工 事 (11 件)

	件 名	所 管 名
1	三京クリーンランド排水処理施設回転円板装置整備工事	環境整備課
2	市道諏訪町桜町1号線道路改良ほか工事	土木建設課
3	稲佐山公園噴水整備工事	土木建設課
4	市道西山12号線道路災害応急工事	土木防災課
5	市道西山12号線道路災害復旧工事	土木防災課
6	滑石5丁目(6)地区急傾斜地崩壊対策工事	土木防災課
7	元船町(径700・300・200耗)配水管布設工事	上下水道局水道建設課
8	かき道2号減圧槽整備工事	上下水道局給水課
9	浦減圧槽・ポンプ場ほか電気設備設置工事	上下水道局浄水課
10	文教排水区(文教町)雨水渠推進工事	上下水道局下水道建設課
11	三重下水処理場沈砂池設備改築機械工事	上下水道局下水道施設課

業務委託 (1 件)

	件 名	所 管 名
1	高島地区海底送水管詳細設計測量調査業務委託	上下水道局水道建設課

第3 監査の期間

令和7年9月1日から令和8年1月27日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- | | | |
|------------|---|------------------------------|
| (1) 計 | 画 | 事前協議及び諸手続 |
| (2) 設 | 計 | 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成 |
| (3) 積 | 算 | 積算基準の運用 |
| (4) 契 | 約 | 契約手続 |
| (5) 施 | 工 | 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続 |
| (6) 検 | 査 | 検査関係書類 |
| (7) 維持管理業務 | | 保守点検関係書類 |
| (8) 委託業務 | | 委託業務関係書類 |

2 重点項目

- (1) 事業決定の手続きは適切に行われているか
- (2) 工期や履行期間の設定は適切か
- (3) 官公庁への届出等関係法令の手続きは適切に行われているか
- (4) 現場の安全管理及び施工管理は適切に行われているか
- (5) 書類の作成及び管理は適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正又は改善を要する事項が見受けられた。

なお、指導事項については、別途、改善等を監査対象課に通知することで記載を省略した。

監査結果の内訳

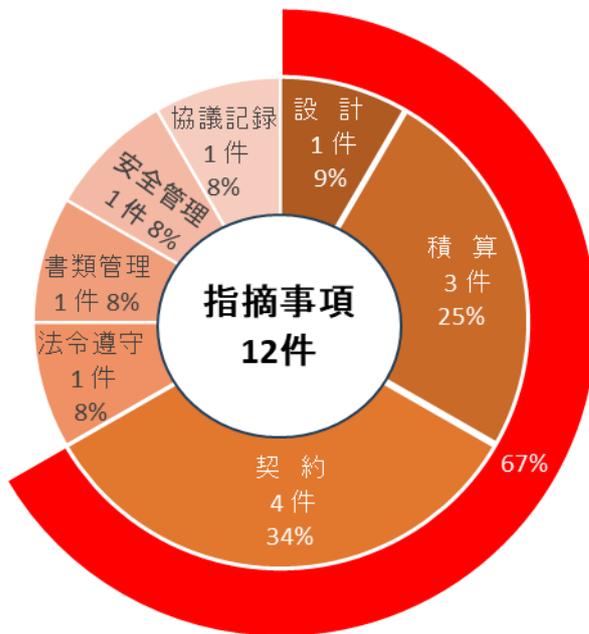
1 指摘等区分別の内訳

区分	件数	割合
指摘	12	7.7%
指導	12	7.7%
注意	132	84.6%
計	156	100.0%

監査の結果における判断基準（長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程）

勧告	指摘としたもののうち、次に該当するもの 1 直ちに是正を講じなければ行財政及び市民生活へ多大な影響を及ぼすもの又は現に及んでいるもの 2 過去の監査で指摘事項とされたもので、是正又は改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの 3 前2項に掲げるもののほか、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘	1 法令、政令、省令、条例及び規則並びに要綱、要領、基準等に違反していると認められるもののうち重大であるもの 2 事務処理等が著しく適正を欠くと認められるもの 3 前2項に掲げるもののほか、指摘とすることが適当であると認められるもの
意見	1 経済性・効率性・有効性の観点から是正又は改善のために検討することが適当と認められた事項 2 その他特に言及することが適当と認められた事項
指導	1 法令、政令、省令、条例及び規則並びに要綱、要領、基準等に違反するなど不適正な事項ではあるが、指摘には至らない軽微なもの
注意	1 注意不足等による誤りなど、事務局の口頭による注意で改善が可能なもの

2 項目別の内訳



主な着眼点（再掲）

(1) 計画	事前協議及び諸手続
(2) 設計	関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
(3) 積算	積算基準の運用
(4) 契約	契約手続
(5) 施工	工事関係手続（法令遵守）、施工管理、書類管理、安全管理、設計変更手続（協議記録）
(6) 検査	検査関係書類

3 令和7年度（後期）の重点項目

[1] 事業決定の手続きは適切に行われているか	-
[2] 工期や履行期間の設定は適切か	2件
[3] 官公庁への届出等関係法令の手続きは適切に行われているか	1件
[4] 現場の安全管理及び施工管理は適切に行われているか	39件
[5] 書類の作成及び管理は適切に行われているか	33件

指摘事項

環境部

- 1 三京クリーンランド排水処理施設回転円板装置整備工事 [環境整備課]
 - (1) 現場事務所の水道光熱費等については、請負工事費に直接工事費以外の工事費の経費として間接工事費に含まれているものの、特記仕様書において、本工事に必要な水及び工事用電力は、発注者の無償支給とすることとし、無償にて使用させていた。適正な設計及び施工管理を行われたい。
 - (2) 設計変更に伴う請負代金の変更について、受注者との協議により、減工した工事費と追加した工事費を相殺とし、契約変更の手続きを行っていなかった。適正な契約を行われたい。

土木部

- 1 市道諏訪町桜町1号線道路改良ほか工事 [土木建設課]
 - (1) 既存道路との交差点部において、構造物等の計画高と現地盤高の相違や急勾配の道路横断についての再検討を依頼する協議に対し、内容の照査や地元協議に時間を要するものであったものの、処理・回答に7か月余り要し、工事の円滑な進捗に影響を与えていた。適正な設計を行われたい。
 - (2) 変更見込金額が当初の請負代金額の20%を超える設計変更が生じたにも関わらず、その必要が生じた際に、遅滞なく契約変更の手続きを行っていなかった。適正な契約を行われたい。
 - (3) 請負工事に関する契約書等の文書の積算根拠となる、見積書の一部について紛失していた。適切な書類管理を行われたい。
- 2 稲佐山公園噴水整備工事 [土木建設課]
 - (1) 設計変更に伴う請負代金の変更について、受注者との協議により、減工した工事費と追加した工事費を相殺とし、契約変更の手続きを行っていなかった。適正な契約を行われたい。
 - (2) チェーンソーによる伐採等作業の際に、事業者は、労働者に下肢の切創防止用防護衣を着用させていなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。
- 3 滑石5丁目(6)地区急傾斜地崩壊対策工事 [土木防災課]
 - (1) 原則、全ての屋外工事を対象とした、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するための費用となる現場環境改善費を積算計上していなかった。適正な積算を行われたい。

上下水道局事業部

- 1 元船町（径 700・300・200 耗）配水管布設工事 [水道建設課]
 - (1) 薬液注入材に使用した化学物質において、事業者は消防活動阻害物質として消防法に基づく届け出を行っていなかった。法令遵守の指導を行われたい。

- 2 高島地区海底送水管詳細設計測量調査業務委託 [水道建設課]
 - (1) 請負工事に関する予定価格の積算根拠となる徴取した見積書について、見積有効期限の誤った認識により、採用できる見積書を除外して歩掛の決定を行ったことで、予定価格が過少となっていた。適正な積算を行われたい。
 - (2) 積算基準書に示されている関係機関打合せ協議に関する歩掛を適用せず、徴取した見積書による歩掛を適用していたことで、予定価格が過大となっていた。適正な積算を行われたい。

- 3 文教排水区(文教町)雨水渠推進工事 [下水道建設課]
 - (1) 変更見込金額が当初の請負代金額の 4,000 万円を超える設計変更が生じたにも関わらず、その必要が生じた際に、遅滞なく契約変更の手続を行っていなかった。適正な契約を行われたい。

意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

- 1 監査結果における不適切事案への再発防止
これまでの工事監査で、指摘・指導・注意された事項に類似の事案が確認された。再発防止に向けて、これまでの監査報告書での指摘等を他部局も含めて確認するとともに、職場内での研修活動の充実と、公共工事の品質確保を図る取り組みに努められたい。

- 2 計画的な設計及び施工について
関係行政機関や支障物件管理者及び関係住民との協議が整っていない状況で発注公告を行った結果、契約後に協議に要する時間が必要となり、工事・履行期間の延長や設計内容の変更が必要となる事案が引き続き発生している。
設計時に協議及び調整を事前に行うことで、必要な対応や調整期間を見込んだ発注とすることや、施工業者決定後の確認事項を減らし、予定工期内で工事を完了することも可能であった点が認められる。
当初の想定より工事期間が延びることで、公共工事の受注機会や道路等の利用者に影響を及ぼすことから、設計時の協議及び調整については、適切に行われたい。

第7 総括

各所属においては、本監査の結果を踏まえ、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な業務執行に努められたい。